

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

生活費等を一度に受けた場合

Q：今春、息子が東京の大学に入学することになりました。一人暮らしをするので大学4年間の生活費として720万円（月額15万円）を一度に渡したいと思いますが、この場合贈与税が課税されるのでしょうか。

A：贈与税では、扶養義務者相互間において通常日常生活に必要な費用（生活費）に充てるために財産の贈与があった場合には、非課税とされています。

ここで生活費として非課税とされるのは、

- ① 生活費として通常必要と認められる範囲のもので、
- ② 生活費として必要な都度、
- ③ 直接これらの用に充てるために贈与されたものに限られます。

したがって、生活費の名目で取得した財産を預貯金した場合又は株式や家屋の買入代金に充当したような場合などには、贈与税が課税されます。

「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力、その他一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲のものをいいます。

ご質問の場合、生活費を一度に渡すということですので、贈与税が課税されることになります。

仮に月々15万円渡すことにしても、通常必要な生活費を超えると認められる場合には、その超える金額については課税されることになります。

